

「データと競争政策に関する検討会」 報告書

2017年12月5日 公正取引委員会 事務総局 経済取引局長 菅久 修一

データと競争政策に関する検討会①



1. 総論

- ▶ IoTの普及、AI技術の高度化等を背景に、データを事業に利用することで、生産性の向上や、消費者それぞれへの最適なサービス提供を実現できる可能性が増大。この最大化のため、事業者誰しもがデータの収集・利用を公正・自由な競争環境で行えることが必要。
- 大量のデータが一部の事業者に集中しつつあるとの指摘もあり、競争が制限され、消費者の利益が損なわれるおそれがある場合は、独占禁止法による迅速な対応が必要。
 - データに関する諸課題を巡る独占禁止法の適用の在り方や競争政策上の論点 について検討するため、公正取引委員会競争政策研究センター内に設置。

2. 本報告書のポイント

- ▶ 本報告書では主に以下について明らかにしている。
 - データ収集(例えば、取引先からの収集、デジタル・プラットフォームによる収集、共同での収集)
 - 2. 単独又は共同でのアクセス拒絶といった「データの囲い込み」
 - データの収集, 利活用に伴う競争上の懸念の多くは, 従来の独占禁止法の枠組 みにより対処できることが確認された。
- ▼ IoTを通じて収集される「産業データ」についても検討対象としている。
- ▶ 「機械学習」, 「深層学習」といった新たな解析技術による競争への影響を検討。

データと競争政策に関する検討会②



3. データと競争政策に関する基本的な考え方

- データの収集,利活用それ自体は技術革新を生じさせるなど競争促進的
- ▶ 他方で,次項に掲げる点について独占禁止法上の検討が必要

① 企業結合審査(データの集積を伴う場合(市場画定の観点))

- データの集積を伴う企業結合については、投入財としてデータの集積による最終製品市場への影響や、(商品段階の競争関係を問わず)同様のデータの売買が行われている場合、「データ市場」への影響(データ価格の高止まり等)といった観点からも審査が必要。
- SNSなど無料サービスについても、ビジネスモデルの違いに過ぎないとの指摘もあり、市場は、有償・無償にかかわらず「市場」として独占禁止法の適用対象となる場合もあり得る。

② データの自由な収集・利用の妨害

事業者が様々なデータを収集し、利活用することは、それ自体として独占禁止法上問題となることは通常ないが、以下の場合には、例外的に独占禁止法上問題となり得る。

(i) 不当なデータ収集

• 不当な手段でデータ収集が行われたり、データ収集が競争者間の協調行為を促進したりする等競争に悪影響を与える場合

(ii) 不当な囲い込み

• 不当な囲い込みとは、データが競争者の事業に不可欠であって、代替する情報が入手できない場合に、競争者や顧客によるアクセスを正当な理由なく認めない場合。

データと競争政策に関する検討会③



③ データの共同収集・利活用

▶ データの共同収集については、競争を促進することが期待される場合もあるが、その実施に当たっては、競争者間で今後販売する商品の内容、価格、数量を把握可能となり、価格・数量等に関する協調を促進させることのないよう注意する必要。特に、シェアの合計が相当程度高い複数の事業者が共同収集したデータについて、特定の事業者ついてのみ収集及び利用から排除し、その結果、当該特定の事業者の事業活動が困難となる場合は、例外的に独占禁止法上問題となり得る。

4. 今後の課題

- ▶ 「デジタル・カルテル」について、その実態を注視し、必要に応じて「不当な取引制限」の解釈における「意思の連絡」についての考え方との関係でも、論点を整理していくことが望ましい。
- ▶ デジタル・プラットフォームの独占化,寡占化に対する警戒も必要。